

志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

志摩市スマートロックシステム導入等業務委託

(2) 業務の目的

本市では、既存の施設予約システムにより、オンラインにて体育施設の利用予約を受け付けているが、実際の利用に当たっては施設から離れた窓口等での鍵の受け渡しや返却手続が必要となっており、利用者の物理的・時間的な負担が課題となっている。

本業務は、市内の学校体育館及び社会体育館を対象にスマートロックシステムを導入し、利用者の手続負担の解消と更なる利便性の向上を図ることで、地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

本業務では、スマートロックシステムと既存の施設予約システムを API 等を用いて連携し、施設予約から解錠に必要なパスコード等の取得までをオンライン上で完結できる仕組みを構築する。あわせて、対象施設における通信環境の整備や機器設置、導入後のシステム運用・保守管理を一括して実施する。

なお、本業務の詳細については、別紙「志摩市スマートロックシステム導入等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

(4) 履行場所

志摩市地内(対象施設は仕様書のとおり)

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(6) 運用開始予定日

令和 9 年 3 月 19 日

2. 見積限度額

12,210 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 令和 8 年 10 月 1 日現在で、志摩市契約規則(平成 16 年志摩市規則第 69 号)第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿の「事務事業委託 - 2503 システム開発・管理」の「1 システム開発」及び「2 システム管理」の両部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。)の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年度までに、地方公共団体が所有する施設を対象に本業務と同種の業務に関する契約を元請けとして締結し、誠実に履行した実績を 1 件以上有すること。

5. 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加者は、下記一覧の書類を「1 2. 書類提出先及び問合せ先」へ一括して郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。

[提出書類一覧(参加申込)]

No.	提出書類の名称	様式	規格等
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	事業者概要調書	様式第 2 号	事業者の概要がわかる資料(パンフレット等)を添付すること。
3	履行実績調書	様式第 3 号	契約書(変更契約書)の写し及び業務完了を証する書面の写しを添付すること。

(2) 受付期間

公告日から令和 8 年 11 月 2 日(月)の午後 5 時までの必着とする。ただし、持参の場合は、志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出すること。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、参加資格審査結果通知書(様式第 6 号)により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。

6. 現地調査

本業務のプロポーザルへの参加を検討する者を対象に、次のとおり現地調査の希望を受け付ける。

- (1) 現地調査を希望する者(以下「希望者」という。)は、電子メールにて申し込むものとし、①事業者名、②担当者氏名、③担当者連絡先(電話番号及びメールアドレス)、④希望日時(複数の日時を記載すること。)及び⑤希望施設を明記の上、「12. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信すること。メール送信後は、午前8時30分から午後5時の間に、電話にて「12. 書類提出先及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。
- (2) 現地調査の受付期間は、公告日から令和8年10月23日(金)の午後5時までとする。
ただし、市の休日を除く。
- (3) 現地調査の対象期間及び調査可能時間は、次のとおりとする。

ア 対象期間

令和8年10月27日(火)から令和8年11月11日(水)まで(市の休日を除く)

イ 調査可能時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く)

- (4) 現地調査の日程については、発注者から希望者に対し連絡する。なお、施設利用状況、管理者との調整等の結果、希望日時に添えない場合や調査日時を指定する場合がある。また、調査について発注者が立ち会うものとする。
- (5) 現地調査においては、施設利用者の利用を優先とし、また、既存施設の加工等は一切認めない。
- (6) 現地調査時に立ち会った発注者に対して、本プロポーザルに関する質疑等を行うことはできない。
- (7) 現地調査に要する一切の費用は、全て希望者の負担とする。
- (8) 現地調査中に発生した事故、傷病、物品の破損等については、希望者の責任において対応するものとし、本市は一切の責任を負わない。

7. 日程

別紙1のとおり

8. 提案書類の作成・提出方法

(1) 提案書類

参加資格審査の結果、参加資格を有するとされた参加者は、下記一覧記載の提案書類を「12. 書類提出先及び問合せ先」へ一括して郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。指定された枚数を超過した提案書類は受け付けないものとし、また、受付期間内に提出がない場合又は不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差替え等は認めない。

[提出書類一覧(提案書類)]

No.	提出書類の名称	様式	提出部数	規格等
1	企画提案書(表紙)	様式第 7 号	正本：1 部	
2	企画提案書	任意様式	正本：1 部 副本：8 部	・A4 判両面印刷 10 枚(20 ページ)までとする(目次等を含む)。
3	機能要件等一覧	仕様書 【別紙 2】	正本：1 部 副本：8 部	・対応可否について入力すること。 ・必須機能については必ず対応すること。
4	業務実施体制	任意様式	正本：1 部 副本：8 部	・A4 判両面印刷 1 枚(2 ページ)までとする。
5	工程表	任意様式	正本：1 部 副本：8 部	・A4 判両面印刷 1 枚(2 ページ)までとする。
6	参考見積書 (本プロポーザル対象業務分) ※本プロポーザルにおける失格基準の対象とする。	様式第 8 号	正本：1 部	・契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までに係る経費を対象とすること。 ・消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。 ・見積りの内訳書(可能な限り詳細なもの)を添付すること。
7	参考見積書 (5 か年のランニングコスト分) ※システム導入後の運用・保守管理等に係る経費把握を目的とした参考資料であり、本プロポーザルにおける対象業務は含まれず、また、失格基準の対象としない。	任意様式	正本：1 部	・令和 9 年度～令和 13 年度のランニングコストを対象とすること。 ・消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。 ・年度ごとの見積りの内訳書(可能な限り詳細なもの)を添付すること。

(2) 提案書類に係る留意事項

- ア 提案書類は、志摩市スマートロックシステム導入等業務委託公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領に基づき作成すること。
- イ 提案書類ごとに両面印刷とし、ページ番号を下中央に記載すること。
- ウ 提案書類は、「提出書類一覧(提案書類)」の順番にまとめること。
- エ 縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション(PowerPoint 等)、フォントは問わない。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズとすること。
- オ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。
- カ 正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- キ 副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をしていないものを提出すること。また、参加者が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。
- ク 企画提案書は 1 者 1 提案とすること。

(3) 受付期間

参加資格審査結果通知日から令和 8 年 11 月 24 日(火)午後 5 時までの必着とする。ただし、持参の場合は、市の休日及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出すること。

郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

9. 審査方法

別紙「志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項」による。

10. 質問及び回答

(1) 参加申込みに関すること

- ア 参加申込に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル 参加申込みの質問について(事業者名)」とし、質問書(様式第 4 号)を「12. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「12. 書類提出先及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。ただし、電話による質問は受付しない。
- イ 質問受付期間は、公告日から令和 8 年 10 月 26 日(月)の午後 5 時までとする。ただし、市の休日を除く。
- ウ 回答については、令和 8 年 10 月 28 日(水)の午後 5 時までに、質問に対する回答書(様式第 5 号)により志摩市ホームページにて回答する。

(2) 提案書類に関すること

- ア 提案書類に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル

提案書類の質問について(事業者名)」とし、質問書(様式第 4 号)を「1 2. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「1 2. 書類提出先及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。ただし、電話による質問は受付しない。

イ 質問受付期間は、参加資格審査結果通知日から令和 8 年 11 月 13 日(金)の午後 5 時までとする。ただし、市の休日を除く。

ウ 回答については、令和 8 年 11 月 18 日(水)午後 5 時までに、質問に対する回答書(様式第 5 号)により志摩市ホームページにて回答する。

1 1. 契約手続等

(1) 受託候補者の決定

「9. 審査方法」の結果により、受託候補者及び順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書(様式第 9 号)により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、受託候補者に選定された者と交渉し決定する。

(5) 次順位の者との契約

受託者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次順位の者へ通知し、契約交渉を行う。ただし、次順位の者及びそれ以降の者が審査要項に定める得点要件を満たさなかった場合は除く。

1 2. 書類提出先及び問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
電話番号：0599-44-0339

(2) 問合せ先

志摩市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課 担当：福村、稲葉
電話番号：0599-44-0339
e-mail:ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp

1 3. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

1 4. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込及び企画提案に係る書類の作成・提出、ヒアリング審査への参加等に関する一切の費用は参加者の負担とする。

1 5. その他

(1) 参加申込後の辞退

参加申込後に辞退する場合は、本業務に係る随意契約の相手方が決定するまでの間に、プロポーザル辞退届(様式第 10 号)を「1 2. 書類提出先及び問合せ先」へ郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。

(2) 虚偽記載等

提出された書類に虚偽の記載をした場合には、失格とする。

(3) 言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類は、参加者に返還しない。

(5) 提案内容の実行

本プロポーザルにおいて提案された内容については、市が実行することを確約するものではない。

別紙 1

志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル
実施スケジュール（案）

事務内容	実施日（時間）
第1回選定委員会 ※案件は実施要領等の審査及び決定	令和8年10月 7日（水）
プロポーザル方式実施の公示	令和8年10月15日（木）
参加申込書及び添付書類の受付	公告日から 令和8年11月 2日（月）午後5時まで
参加申込みに関する質問の受付	公告日から 令和8年10月26日（月）午後5時まで
現地調査期間	令和8年10月27日（火）から 令和8年11月11日（水）まで ※市の休日を除く午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までの間を除く）
参加申込みに関する質問に対する回答	令和8年10月28日（水）午後5時まで
参加資格審査	令和8年11月5日（木）
参加資格審査結果通知書の送付	令和8年11月6日（金）
ヒアリング等の実施に関する通知	令和8年11月6日（金）
提案書等の受付	参加資格審査結果通知日から 令和8年11月24日（火）午後5時まで
提案書等に関する質問の受付	参加資格審査結果通知日から 令和8年11月13日（金）午後5時まで
提案書等に関する質問に対する回答	令和8年11月18日（水）午後5時まで
ヒアリング等の実施（第2回選定委員会）	令和8年12月1日（火）
ヒアリング等の審査結果通知の送付	令和8年12月3日（木）
受託候補者との随意契約	令和8年12月中旬頃